

アルコール検査記録簿(モデル様式 簡易版)

【注意】この「モデル様式 簡易版」は、国土交通省が公表している「モデル様式」を参考に、山梨県中小企業家同友会「経営相談室」が簡易版として編集し、ご提供するものです。主に「小規模事業者」での利用を想定しています。各社に合わせて様式を工夫してご利用ください。

社名：

安全運転管理者名：

※この記録簿は1年間保存すること

令和 年		業務開始前							業務終了後							
氏名	検査日	車番	検査時刻	検査場所	立会者名 (自署)	対面で無い場合の確認方法	検知器の濃度 アルコール (数値等)	酒気帯びの有 無	指示事項及び備考	検査日	車番	検査時刻	立会者名 (自署)	対面で無い場合の確認方法	酒気帯びの有 無 (目視等)	指示事項及び備考
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	
	/		:					有・無		/		:			有・無	

- (注) 1. アルコール検知器による検査により呼気中アルコール濃度が確認された者は運転を実施してはならない。
 2. 酒気帯びの者の代わりに他の業務者が運転を行った場合や酒気帯びが解消されるまで業務に就かせなかった場合等の対応については、備考欄に記載すること。
 3. 業務後の検査は、目視等(※)により行うこと。目視等の検査で酒気帯びが疑われる場合は、アルコール検知器による検査を行うこと。
 ※業務者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を合わせて総合的に判断すること。
 4. アルコール検知器による検査を行うにあたっては、検査の実施前に必ず水でうがいをしてから行うこと。

アルコール検査記録簿(モデル様式 簡易版 記載例)

(株)同友会 経営理念

わが社は製品の安定供給を通じて、顧客と関わる全ての人の幸せを追求し続けます。

【全ての役員、従業員は飲酒運転の根絶に取り組むことを確認しています。2022年4月1日 代表取締役 同友 一太郎】

社名：(株)同友会

安全運転管理者名：同友 太郎

※この記録簿は1年間保存すること

令和 4 年		業務開始前							業務終了後							
氏名	検査日	車番	検査時刻	検査場所	立会者名 (前直者等) (自署)	対面で無い場合 の確認方法	検知器の濃度 アルコール	酒気帯びの有無	指示事項及び 備考	検査日	車番	検査時刻	立会者名 (次直者等) (自署)	対面で無い場合 の確認方法	酒気帯びの有無 (目視等)	指示事項及び 備考
例1: 酒気帯びのない場合																
安全 三郎	9/25	1234	7:55	本社	海事 次郎	検知器にて	0	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		9/25	1234	11:58	運輸 四郎	検知器にて	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
例2: 本来業務者が酒気帯びのため、他者が業務を実施した場合																
安全 三郎	9/25	1234	7:55	本社	海事 次郎	検知器にて	0	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		9/25	1234	13:58	運輸 四郎	検知器にて	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
運輸 四郎	9/25	4744	11:55	甲府営業所	安全 三郎	検知器にて	0.08	<input checked="" type="radio"/> 有・無	甲府営業所長が業務を代行	/		:			有・無	
運輸 四郎	9/25	4744	13:55	甲府営業所	安全 三郎	検知器にて	0	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	14時に交代	9/25	4744	15:58	海事 次郎	検知器にて	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
						酒気帯び状態が解消										

- (注) 1. アルコール検知器による検査により呼気中アルコール濃度が確認された者は運転を実施してはならない。
 2. 酒気帯びの者の代わりに他の業務者が運転を行った場合や酒気帯びが解消されるまで業務に就かせなかった場合等の対応については、備考欄に記載すること。
 3. 業務後の検査は、目視等(※)により行うこと。目視等の検査で酒気帯びが疑われる場合は、アルコール検知器による検査を行うこと。
 ※業務者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を含めて総合的に判断すること。
 4. アルコール検知器による検査を行うにあたっては、検査の実施前に必ず水でうがいをしてから行うこと。